

## 神山町障害者活躍推進計画

機関名 (任命権者)	神山町長 神山町議会議長 神山町監査委員会 神山町教育委員会 神山町農業委員会 神山町選挙管理委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
神山町役場等における障がい者雇用に関する課題	神山町は、職員数100名程度の小規模な地方自治体であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 障がい者の法定雇用者数は、神山町役場が2名であり、その他、神山町教育委員会等については、雇用する義務は発生しない。 現在は、現に勤務する障がい者職員で法定雇用者数は充足しており、特に大きな問題は生じていないが、今後において、組織的な体制整備や各種の取り組みが必要となってくると考えられる。
目標	
①採用に関する目標	雇用障がい者数が前年度を下回らないことを目標とする。 現在の障がい者雇用数を下回らないよう、障がい者雇用について理解を図る。
②定着に関する目標	不本意な離職者を生じさせないようにし、現に勤務する障がい者職員を定年まで雇用することを目標とする。
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 障がい者である職員の相談窓口を総務課に設置する。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	現に勤務する障がい者職員や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、年1回実施している「自己申告書」を活用した職務の選定及び創出について検討する。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	人事ヒアリング、自己申告書、人事評価において、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・「自力で通勤できる」といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを行う。
④その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。